

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和8年2月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 12名にしてその氏名は次のとおり

1番	高橋 善一	2番	竹田 壮芳	3番	安達 芳紀
4番	佐藤 文好	5番	松田 繁徳	7番	錦 礼子
8番	菊地 直子	10番	倉田 健三	11番	村越 竜仁
12番	朝倉 善則	13番	黒澤 ちよ子	14番	渡沢 寿

3. 欠 席 委 員 2名にしてその氏名は次のとおり

6番	浅野 厚司	9番	山岸 誠
----	-------	----	------

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局 長 補 佐 小川 正樹
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	議第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6	議第6号 非農地証明願に対する可否について
日程第7	議第7号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
日程第8	議第8号 地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について
日程第9	議第9号 令和8年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について

6. 会 議 の 要 領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和8年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、6番 浅野厚司委員及び9番 山岸誠委員の2名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

13番 黒澤ちよ子委員、14番 渡沢寿委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 13番 黒澤 ちよ子委員
14番 渡沢 寿委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第4 報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が19件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第3号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページから5ページになります。

1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計4,564㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計936㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 4,120㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外18筆の田が7,125㎡、畑が3,269.84㎡、合計10,394.84㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田、1,519㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外6筆の田、合計15,547㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

7番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外63筆の田が57,172.92㎡、畑が11,026.99㎡、合計68,199.91㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

8番から19番までの案件は、中間管理事業の解約になります。

8番、9番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田、合計8,894㎡を、耕作者変更のため、合意解約するものです。

10番、11番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田、合計3,140㎡を、耕作者変更のため、合意解約するものです。

12番、13番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田、合計2,023㎡を、耕作者変更のため、合意解約するものです。

14番、15番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田、1,019㎡を、耕作者変更のため、合意解約するものです。

16番、17番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田、3,064㎡を、耕作者変更のため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長 18番、19番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田、合計12,107㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

議長（高橋会長） 18番の■■■■さんは▲▲の方ですか。

嶋貫農地係長 元々▲▲にお住まいでしたが、▲▲の施設に入所されて、住所もそこに移されているので現住所が▲▲になっています。

議長（高橋会長） その他質疑はございますか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第5号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第5号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の、合計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第5号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページから8ページになります。
はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田、5,110㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計779㎡について、■■■■さんが所有する持分39分の1を所有権移転したい旨の申出があったものです。

嶋貫農地係長

次に、7ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計2,410㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

次に、8ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

4番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,375㎡を新規の10年契約となっております。

5番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外5筆の現況田 合計1,762㎡を新規の10年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番と2番の現地調査について、鈴木博徳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

2月24日鈴木委員より電話で報告いただいております。

1番の案件につきましては田んぼとして耕作されているということを確認いただいております。2番につきましては地区の農家の方の共有地になっておりますが、耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認したと報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、5番 松田繁徳委員より、報告をお願いします。

5番
松田繁徳委員

2月23日に、圃場の近くまで確認に行きましたが、雪が積もっていて農地の状況は確認できませんでした。しかし、12月に、きちんと管理されている様子を確認しています。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは、始めに、議案書8ページの使用貸借権の4番について、審議いたします。

ここで、5番 松田繁徳委員の退席を求めます。

……………松田繁徳委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 松田繁徳委員の復席を求めます。

…………松田繁徳委員復席…………

議長（高橋会長） 次に、議事参与案件1件を除く4案件について、審議いたします。
お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第6号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第6号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。

　事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただいま提案されました、議第6号につきまして、ご説明します。議案書9ページをご覧ください。

　1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 13㎡が、昭和48年から通路として利用し、現在に至るものです。

　耕作の用に供することが困難なため、証明できるものと判断できません。

議長（高橋会長） 　ここで、現地調査について、4番 佐藤文好委員より報告をお願いします。

4番 佐藤文好委員 　2月18日に私と錦礼子委員、小川事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、非農地1件の現地調査を行いました。

　この案件については申請通りであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） 　これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 　次に、日程第7 議第7号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第7号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年2月10日付け農第1427号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃借権設定33件、賃借権移転2件の計35件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第7号について、ご説明を申し上げます。議案書は10ページから20ページまでとなっております。12ページをお開きください。賃借権設定となります。

1番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」外3筆の合計3,559㎡を、▲▲の■■■■さんへ、また▲▲字▲▲の「田」外4筆の合計9,406㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.4.29からR18.11.30まで、賃料収受回数は11回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

以下、12ページの2番から19ページの33番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を設定するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、20ページをご覧ください。賃借権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」外3筆4,582㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間はR8.4.29～R14.11.30まで、賃料支払回数は7回、賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。

2番については、▲▲字▲▲の「田」外2筆1,702㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間はR8.4.29～R14.11.30まで、賃料支払回数は7回、賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、議案書16ページの賃借権設定の24番から28番までの5件について、審議いたします。
ここで、5番 松田繁徳委員の退席を求めます。

……………松田繁徳委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 松田繁徳委員の復席を求めます。

……………松田繁徳委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、議案書12ページの賃借権設定から、20ページの賃借権移転まで、議事参与案件5件を除く30案件について、審議いたします。
お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
賃借権設定から賃借権移転まで、議事参与案件5件を除く30案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

14番
（渡沢寿委員） 29番の案件について、賃借料0円は何か理由があるのでしょうか。

嶋貫農地係長

もともと基盤強化促進法で■■■■さんが借受されていた農地の期間満了による手続きになります。

■■■■さんの農業者年金の関係で、経営を第三者に移譲して年金をもらっていらっしゃるって、その経営移譲する先が、■■■■さん、という形で契約されていました。

実際なかなか作付けできるような良い条件の所ではないので、今回は無償で、引き続き管理をさせていただくことも踏まえて、賃借料0円と双方から申し出があったものです。

14番
(渡沢寿委員)

分かりました。

議長（高橋会長）

他に質疑、意見はございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの賃借権設定から賃借権移転まで、議事参与案件5件を除く30案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第8号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第8号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年1月16日付け建第1664号で、南陽市長から本委員会に対し農地法第2条にいう農地に該当しない旨の認定照会が、6件ありましたので提案するものであります。

事実確認のうえ、認定の可否を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

- 嶋貫農地係長 ただ今、提案ありました 議第8号について、説明申し上げます。
議案書は、21ページから25ページをご覧ください。
本申請は、南陽市建設課が実施する地籍調査事業において、登記地
目が農地であるもの、現況が農地以外になっている土地について、非
農地である旨の認定を受けたいとして、申請があったものです。
該当の地籍調査の調査区域は、南陽市 ▲▲の一部であり、調査区
域面積は、0.10km²です。地目変更箇所については、議案書23
ページに記載のある6筆です。
1番から6番の土地ともに、耕作出来る状態に回復するのが困難な
ため、非農地と認定できるものと判断できます。
- 議長（高橋会長） ここで、現地調査について、7番 錦礼子委員より、報告をお願い
します。
- 7番
錦礼子委員 2月18日に、私と佐藤文好委員、小川事務局長補佐、嶋貫農地係
長の4名で、地籍調査事業における非農地認定6か所の現地調査を行
いました。
全ての案件について申請通りであったことをご報告いたします。
- 議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ござ
いませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。
- 3番
（安達芳紀委員） 今回地籍調査事業ということで、6件ありましたが、非農地の認定
を受けた場合、今後の登記は所有者が個人とする形になるのですか。
- 嶋貫農地係長 地籍調査事業につきましては、全て建設課で最後の登記まで行われ
ます。地目以外に、境界の確認なども行われます。
字切図と呼ばれる明治時代に縄で測ったような図面のエリアを、し
っかりと測量して、図面に起こして正確な図面を作ります。その中で、
地目が合筆したり分筆したりという手続きも実施されることがあり、
それに合わせて、地目も現況と合わないものがあれば市の建設課で一
括して登記をかける形になっています。
地目が農地だと農業委員会の確認が必要になるので、今回エリアの
中に出てきた6筆について農業委員会が認定をすると、建設課で登記
をかけて、所有者の負担はなしで手続きができるという事業です。
- 3番
（安達芳紀委員） 分かりました。

議長（高橋会長） 畑と宅地では、税務上固定資産税がかなり違いますが、登記が完了してから付加されるのでしょうか。

嶋貫農地係長 税の課税は現況主義になっているので、地目田畑でも税務課が現況宅地と認定したものは宅地並みに課税されているものがほとんどかと思えます。

今回の案件は前々から宅地として使われているので、現況宅地として課税されているものが多いのではないかと想定はされます。しかし、税務課が把握しきれていなかったが実際は宅地になっていた、というものがあつた場合については、1月1日時点の現況・地目で課税されます。例えば10月に地目変更されれば、次の1月1日から、1月に地目変更されれば、次の1月1日から、1年遅れてになりますが、そういうタイミングで課税がされます。

議長（高橋会長） 分かりました。

議長（高橋会長） 外に質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、照会のとおり認定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、照会のとおり認定することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第9号「令和8年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第9号「令和8年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等を策定するため、「基本方針」、「活動方針」及び「活動計画」をご提案するものであります。

なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において原案を作成し、最適化推進会議でご検討いただいたものでございます。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第9号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は26ページからになります。

令和8年度南陽市農業委員会活動方針(案)等につきましては、これまで振興専門委員会で協議、作成しました原案を、1月、2月の運営委員会及び最適化推進会議で協議、承認いただき、本日、総会にご提案申し上げます。

それでは、27ページをご覧ください。

最適化推進会議で朗読し説明申し上げましたので、説明は省略させていただきますが、2段目の「そのうえ、近年は大規模な自然災害が頻発しており、」以降の農業被害の記載について、1月の最適化推進会議で令和7年何月の記載について、繰り返し令和7年を記載する必要がないのではと意見があった部分について、令和7年を削除しましたので、読み上げさせていただきます。

「そのうえ、近年は大規模な自然災害が頻発しており、令和7年1月からの大雪の影響で、果樹の枝折れや施設損壊、4月からの開花期の強風・降雨によるさくらんぼ等の着果不良や裂果発生、6月からの高温・少雨による日焼けや生育障害、10月からの長雨による作業の遅れや機械の故障等、農作物等への被害に見舞われた。」に変更しております。

その他の部分については、最適化推進会議で提案した内容と同じでございます。

以上、令和8年度南陽市農業委員会活動方針等の説明となります。ご協議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(高橋会長)

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

……なしの声……

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長(高橋会長)

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和8年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時8分)